国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領
六月三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領
六月三日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

議事日程
六月四日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十四号
平成二十七年六月四日（木曜日）
午後一時開議
第一　公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元外七名提出）
第二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出）
第三　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託
六月三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五一号）
地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第五三号）
地方・消費者問題に関する特別委員会に付託

議決通知
六月三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書転送
六月三日次の質問主意書を内閣に転送した。
安全保障関連法案の用語の定義に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一四八号）
個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一四九号）

法律公布奏上及び通知
六月三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））採用　清水　剛
内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室参事官を命ずる
任期は平成二十八年三月三十一日までとする（六月一日）
特命全権大使　西岡　淳
願に依り本官を免ずる（六月二日）

内閣府

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長）厚生労働事務官　竹林　経治
内閣府事務官（子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当））に昇任させる
（子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当））
内閣府事務官　長田　浩志
厚生労働省に出向させる（以上六月三日）

外務省

（法務省大臣官房審議官）法務事務官　杵渕　正巳
ナッシュビル日本国総領事館総領事に転任させる
（在経済協力開発機構日本政府代表部参事官（公使））外務事務官　大森　茂
法務省へ出向させる
（在セルビア日本国大使館参事官（同））同　早川　修
経済協力開発機構日本政府代表部参事官に配置換する
経済協力開発機構日本政府代表部特命全権大使を補佐し経済協力開発帰国日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（以上四月一日）
（在オーストラリア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　今村　朗
在ユジノサハリンスク日本国総領事館総領事に転任させる（四月五日）
（ルワンダ国兼ブルンジ国駐箚特命全権大使　小川　和也
ボスニア・ヘルツェゴビナ国駐箚を命ずる（四月七日）
（在パキスタン日本国大使館参事官（公使））外務事務官　片江　学巳
在オーストラリア日本国大使館参事官に配置換する
オーストラリア国駐箚特命全権大使を補佐しオーストラリア国に在勤する期間公使の名称を与える（四月十日）
（内閣府日本学術会議事務局次長）内閣府事務官　山田　淳
サンフランシスコ日本国総領事館総領事に転任させる
（在イラン日本国大使館参事官（公使））外務事務官　千葉　明
内閣府へ出向させる（以上四月十三日）
（内閣情報室内閣衛星センター管理部総務課長）内閣事務官　倉光　秀彰
在モントリオール日本国総領事館総領事に転任させる
（国際協力局緊急・人道支援課長）外務事務官　伊藤　毅
内閣官房へ出向させる
（内閣府遺棄科学兵器処理対策副室長）内閣府事務官　廣田　司
国際協力局緊急・人道支援課長に転任させる（以上四月二十日）
（ジャマイカ国駐箚）特命全権大使　中野　正則
兼ねてバハマ国ベリーズ国駐箚を命ずる（四月二十一日）
特命全権大使
ガボン国駐在を命ずる　佐藤　正明
同　藤木　完治
アラブ首長国連邦駐箚を命ずる　同　岡村　邦夫
カメルーン国駐箚を命ずる　同　草桶　左信
ナイジェリア国駐箚を命ずる　同　田口　栄治
アルメニア国駐箚を命ずる
（ロシア兼アルメニア国トルクメニスタン国ベラルーシ国駐箚）特命全権大使　原田　親仁
アルメニア国駐箚を免ずる
（ロシア兼アルメニア国トルクメニスタン国ベラルーシ国在勤）特命全権公使　倉井　高志
アルメニア国在勤を免ずる（以上四月二十二日）
（第３回国連防災世界会議兼北極担当）特命全権大使　菅沼　健一
スリランカ国駐箚を命ずる
（在イスラエル日本国大使館参事官（大使））外務事務官　松浦　純也
在パキスタン日本国大使館参事官に配置換する
（在広州日本国総領事館総領事）同　伊藤　康一
在中華人民共和国日本国大使館参事官に転任させる
中華人民共和国駐箚特命全権大使を補佐し中華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える（以上四月二十四日）
（在ロサンゼルス日本国総領事館領事）外務事務官　須賀　正広
在セルビア日本国大使館参事官に配置換する
在セルビア国駐箚特命全権大使を補佐しセルビア国に在勤する期間公使の名称を与える（四月二十七日）
（在ポルトガル日本国大使館参事官（公使））外務事務官　藤村　和広
在ブラジル日本国大使館参事官に配置換する
ブラジル国駐箚特命全権大使を補佐しブラジル国に在勤する期間公使の名称を与える
（在ブラジル日本国大使館参事官（同））同　中前　隆博
在サンパウロ日本国総領事館総領事に配置換する（以上五月一日）
（財）アジア福祉財団難民事業本部長）（大臣官房）外務事務官　神山　武
在フランクフルト日本国総領事館総領事に配置換する（五月二日）
（アルゼンチン国駐箚）特命全権大使　水上　正史
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（沖縄担当）